

# 地域福祉計画策定方針

- 「第2次秋田市地域福祉計画(仮称)」の基本的な考え方 -

平成20年3月  
秋田市福祉保健部

# 目 次

1	計画策定(見直し)の趣旨	1
	(1) 地域福祉計画の背景	1
	(2) 見直しの目的	2
2	計画の骨子	3
	(1) 位置づけ	3
	(2) 計画期間	5
	(3) 計画の構成	5
	(4) 策定体制	6
	(5) 推進体制	6
3	地域福祉を取り巻く現状と課題	7
	(1) 統計データ	7
	(2) 福祉関係計画	8
	(3) 地域福祉活動計画	9
	(4) 市民意識調査	9
	(5) 生活課題調査(ニーズ調査)	9
4	計画に盛り込む内容	10
	(1) 基本理念・基本方針	10
	(2) 重点テーマ	10
	(3) 施策体系	11
5	策定手順	12
	(1) 策定手順および検討課題	12
	(2) 市民との協働	13

この「地域福祉計画策定方針 - 「第2次秋田市地域福祉計画(仮称)」の基本的な考え方 - 」は、社会保障審議会福祉部会報告「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」における「地域福祉計画策定基本方針」にあたり、秋田市社会福祉審議会の意見を聞きながら秋田市が作成したものである。

# 1 計画策定(見直し)の趣旨

## (1) 地域福祉計画の背景

ア いわゆる社会福祉基礎構造改革の成果として平成12年に成立した社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めている。

社会福祉法より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

イ 地域福祉とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものと考えられている。(社会福祉法令研究会編「社会福祉法の解説」平成13年)

ウ 社会福祉法は、こうした地域福祉推進のための方策として市町村地域福祉計画の策定を求めている。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

エ 国の社会保障審議会福祉部会は、平成14年に示した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（以下「国ガイドライン」という。）において、市町村地域福祉計画は、「市町村が地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする」としている。

オ また、国ガイドラインは、地域福祉推進について、「少なくとも住民参加をはじめ共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造に留意することが重要である」と指摘している。

## (2) 見直しの目的

ア 平成12年の社会福祉法改正を受け、本市では、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会における作業を中心に、アンケート調査やパブリックコメント、ワークショップ等により市民参加を得ながら、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定している。

### 秋田市地域福祉計画（現行計画）の要諦

地域福祉とは、「地域のしあわせを、みんなで築いていくこと」であるとし、5つの基本理念（適切なサービス、自立、協働、地域づくり、参加・参画）、および、3つの基本方針（主体的な選択、公・共・私の責任と役割分担、社会参加と自己実現）のもと、市民一人ひとり、さらには地域社会の「エンパワーメント」を図ることとし、地域福祉の理念の施策への反映や市民へのPRを進めている。

イ 現行計画は平成16年度から平成20年度までの5年計画であることから、平成21年度以降の地域福祉の推進についての新たな計画が必要である。なお、現行計画では、ワークショップで計画の進捗状況を評価し、計画内容の見直しを行うこととしている。

ウ この間、次世代育成支援対策推進法の施行（平成15年）、介護保険法の改正（平成17年）、障害者自立支援法の施行（平成18年）など、社会福祉制度が大きく変化しており、こうした環境変化を地域福祉計画に反映させていく必要がある。

エ また、厚生労働省は、平成19年8月10日付け通知において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めている。

## 2 計画の骨子

---

### (1) 位置づけ

---

- ア 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられる。
- イ 平成19年度を初年度とする第11次秋田市総合計画(地方自治法第2条第4項の基本構想)に基づいて「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を推進するための、福祉保健部門の基本計画となる。
- ウ 本市の福祉保健に関する計画には、福祉サービスの対象ごとに作成している「秋田市高齢者プラン(老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、老人保健法に基づく「老人保健計画」、および、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして作成した計画)」、「秋田市障害者プラン(障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体のものとして作成した計画)」、および、「秋田市次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画)」」、ならびに、保健分野の「健康あきた市21計画」があり、これらの計画を内包し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものとなる。
- エ それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ、推進するものである。
- オ 既存の福祉計画で総合化を図ることが地域福祉の推進に効果的な施策・事業、既存の福祉計画で重点化を図ることが地域福祉の推進に効果的な施策・事業、既存の福祉計画のはざまになる施策・事業、これらを重点的に推進するものとなる。
- カ 秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していくこととなる。

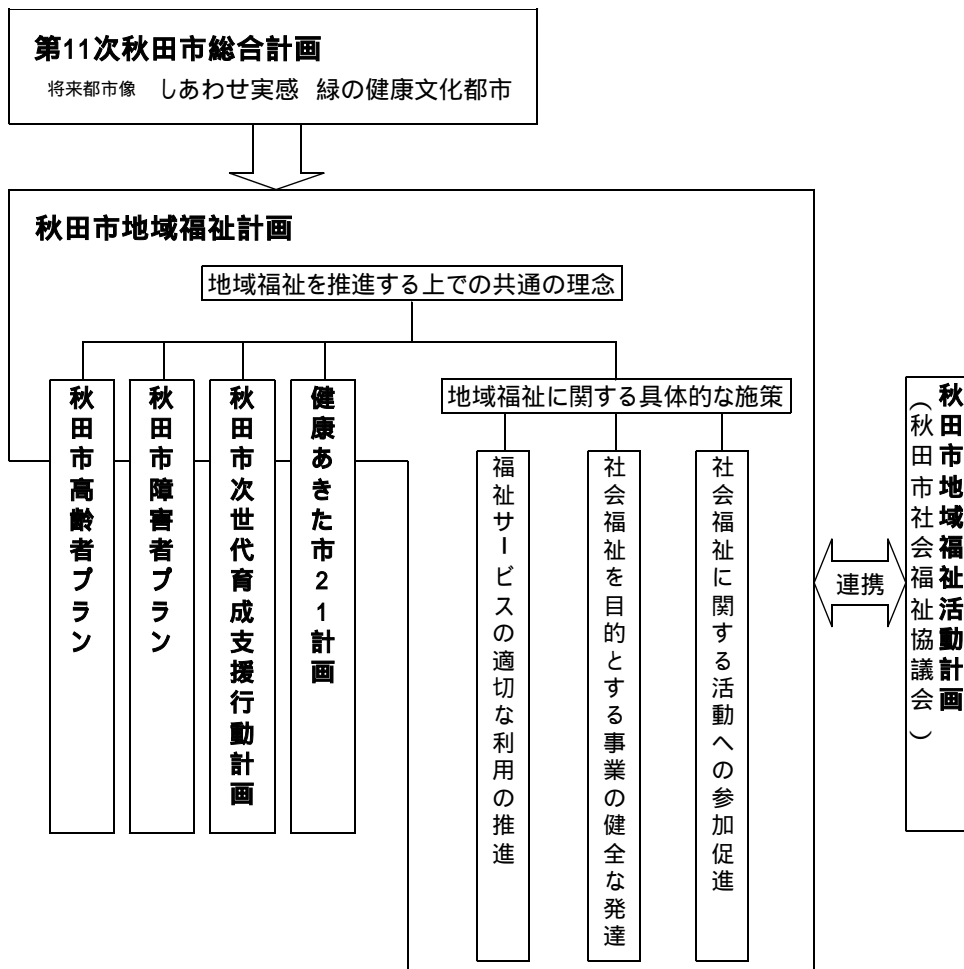


図 - 地域福祉計画の位置づけのイメージ

### 〔論点1〕 福祉施策の総合化

高齢者施策や障害者施策など各部門施策間の整合性を高め、福祉施策全体としてより効果が見込めるようにすること

社会環境(人口減少・少子高齢化、地方分権等)の変化に伴い福祉ニーズも急激に変化してきています。それらに対応しつつ、社会福祉サービスを持続的に提供できるようにするためには、福祉施策全体としてより効果的かつ効率的な施策展開が求められます。

部門計画の垣根を越えて福祉施策全体をカバーするといった視点から、施策のすきまにある福祉課題への対応も必要です。地域福祉計画は他の福祉関係計画を内包する計画であることから、見直しにあたっては、高齢者や障害者などの行政内部の各部門別施策間や、さらには社会福祉協議会の地域福祉活動計画等との連携も考慮するなど、関連施策間の十分な整合・調整を図っていく必要があると考えます。

## (2) 計画期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを図る。

計画の名称	計画期間	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
第2次秋田市地域福祉計画	H21～H25							
第6次秋田市高齢者プラン (第4期介護保険事業計画)	H21～H23							
第3次秋田市障害者プラン (第2期障害福祉計画)	H19～H24 H21～H23							
		第2期障害福祉計画						
秋田市次世代育成支援行動計画	H17～H26	前期計画		後期計画				
健康あきた市21計画	H15～H22							

## (3) 計画の構成

計画の基本的な構成案は下表のとおりとする。

第1章	策定の趣旨	計画の趣旨、位置づけ、計画期間、策定体制などを設定
第2章	現状と課題	地域福祉を取り巻く現状を分析しつつ、市民の主体的参加により生活課題を抽出し集約する
第3章	基本理念・基本方針	現状と課題を踏まえて計画の基本的な方向性を示す
第4章	重点テーマ	生活課題の解決に向けて重点テーマを取り上げる
第5章	施策の体系	関連施策を体系化して示す
第6章	推進体制	計画の進行管理を行う方法などを明示

#### (4) 策定体制

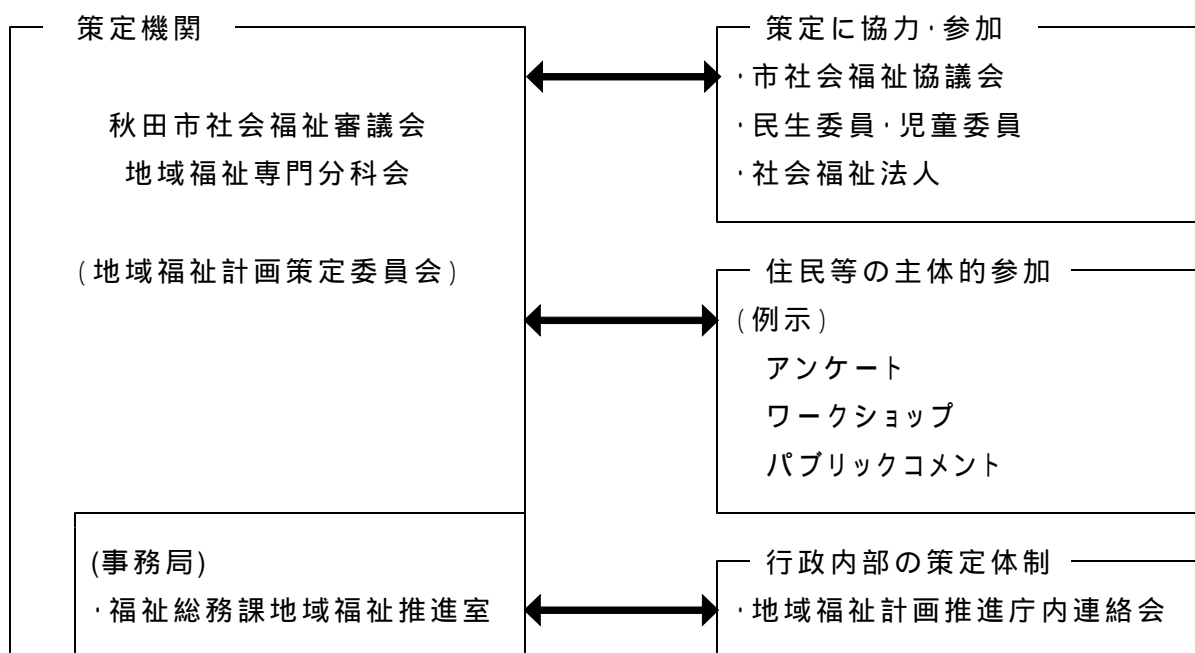
---

ア 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を策定機関とし、これを国ガイドラインにおける地域福祉計画策定委員会にあたるものとする。

イ 地域福祉を推進する主体の一つとして、同時に、地域住民のパイプ役等として、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの協力・参加を求める。

ウ 住民の主体的参加により計画を策定するため、住民座談会、ワークショップ、パブリックコメント(意見公募手続)など、適切な方法を組み合わせ、住民の十分な参画を確保する(住民等の主体的参加については、本資料の13ページで記述)。

エ 福祉・保健・医療をはじめさまざまな分野が連携し、総合的な福祉サービスの確立を視野に入れる必要があることから、行政は、福祉・保健分野を中心に市内全体の連携が可能な策定体制(地域福祉計画推進市内連絡会)を構築する。



#### (5) 推進体制

---

ア 計画の進行管理と評価については、計画の策定・実施との継続性を確保するため、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が行うものとする。

イ 計画の進行管理を含む評価体制を確保するとともに、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにするものとする。



### 3 地域福祉を取り巻く現状と課題

#### (1) 統計データ

##### 平成17年国勢調査結果の概要

- ・人口は333,109人で、市町合併の影響を除けば実質的には減少に転じており、南部地域で2.6%、西部地域で1.5%増加しているが、他の地域では1~6%減少している。(増減は平成12年国勢調査結果との比較。以下同じ)
- ・年齢3区分別人口割合は、年少人口が8.6%減少、生産年齢人口が4.1%減少、老年人口が15.8%増加となっており、年少人口の割合がもっとも高いのは南部地域で16.0%、もっとも低いのは雄和地域で10.3%、老年人口の割合がもっとも高いのは河辺地域で30.2%、もっとも低いのは南部地域で17.6%となっている。
- ・年齢5歳階級別人口は、54歳以下が軒並み減少し、とくに20~24歳では18.8%減、15~19歳では13.2%減となっている。一方で、老年層の増加率はたいへん高くなっている。
- ・年齢5歳階級別未婚率は、30代の4ポイント増をはじめ各階級で上昇している。
- ・一般世帯の世帯人員は、1人世帯が29.8%、2人世帯が27.6%、3人世帯が19.6%で、3人以下の世帯が全体の77.0%を占め、平成12年より大きく増加している。
- ・65歳以上親族のいる一般世帯は、14.7%増の46,073世帯で全体の35.3%を占め、高齢単身世帯(65歳以上)は、34.9%増の9,826世帯で全体の7.5%、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)は、18.1%増の12,688世帯で全体の9.7%となっている。

##### 将来推計人口

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		(0~14歳)	(15~64歳)	(65歳以上)
平成17年	333,109人	43,927人 (13.2%)	218,735人 (65.7%)	70,447人 (21.1%)
平成22年	326,271人	40,321人 (12.4%)	210,175人 (64.4%)	75,775人 (23.2%)
平成27年	316,789人	36,592人 (11.6%)	195,232人 (61.6%)	84,965人 (26.8%)

秋田市企画調整部情報政策課(平成18年12月)

##### その他の主な指標(秋田市「平成19年度版福祉の概要」より抜粋)

- ・高齢化率 21.7%
- ・ひとり暮らし高齢者 7,484人
- ・寝たきり高齢者 390人
- ・要介護認定者 13,714人 (要支援:1,830人、要介護1:4,958人、要介護2:1,935人、要介護3:1,770人、要介護4:1,670人、要介護5:1,551人)
- ・保育所入所児童 3,872人 (外、認定外保育施設:787人)
- ・ひとり親世帯 母子:3,566世帯 父子:194世帯
- ・障害児・者 身体:12,950人 知的:1,702人 精神:4,882人(秋田市保健所調べ)
- ・生活保護状況 3,461世帯 4,749人 保護率14.16%

## (2) 福祉関係計画

---

第5次秋田市高齢者プラン(平成18年3月策定、計画期間は平成20年度まで)

極めて急速な高齢化による社会状況の変化に、社会システムや市民の意識が対応しきれていないことから、こうした変化に対応するとともに、平成17年の介護保険制度改革(介護予防を重視する仕組みの導入や新しいサービス体系の確立)を反映させるため、従前の計画の見直しを行い、策定した。

高齢化に伴う問題は、高齢者とその家族の問題として捉えられがちだが、市民一人ひとりが自らの問題として考え、取り組むことを期待し、4つの施策体系の一つに、「福祉のまちづくり(地域)」を掲げ、地域における支え合いや身近な場所での相談体制、サービスの供給体制の充実などを図ることとしている。

第3次秋田市障害者プラン(平成19年3月策定、計画期間は平成24年度まで)

誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現を目指し、サービスや相談体制の充実をさらに図りながら、障害のあるかたとともに歩む地域社会となるよう取り組みを進めるため、平成18年の障害者自立支援法(障害者の自立と社会参加の促進を図るための新しいサービス体系の確立)の施行を受け、同法で策定が義務づけられた「障害福祉計画」を包含するものとして、従前の計画の見直しを行い、策定した。

障害のあるかたが自立して社会参加できるようにするためには、行政をはじめ地域、企業等の社会全体においては、それらの障壁となるものを連帯して取り除く努力を続けることが必要であることから、3つの施策体系の一つに、「地域生活の充実」を掲げ、地域における支え合いや身近な場所での相談体制、サービスの供給体制の充実などを図ることとしている。

秋田市次世代育成支援行動計画(平成17年3月策定、計画期間は平成26年度まで)

全国的に少子化が進行し、少子化対策が喫緊の課題となる中、平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、核家族化や地域での子育て力の低下など、今の時代が抱える子どもをめぐる環境の変化に対応するため、従前の秋田市エンゼルプランを発展的に継承するものとして策定した。

子どもたちの歓声がこだまし、子育てに喜びと楽しみを実感できる活力あふれるまちづくり、人を育む地域の再生のため、5つの基本目標の一つに、「あきた(地域の支え合い)「友愛の気持ちで見つめ合おう」」を掲げ、地域における子育ての支援を図ることとしている。

健康あきた市21計画(平成15年3月策定、計画期間は平成22年度まで)

市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができ、支え合い、助け合える地域社会とするため、国が「21世紀における国民健康づくり運動」として策定した「健康日本21」の地方計画として策定した。

それぞれの地域において、市民相互の支え合い・助け合いによって、共に生きる社会づくりを推進するため、地域社会(学校・地区町内会・民生児童委員・地区社協・地域保健推進員など)との関わりを重視し、共に生きる社会づくりの推進を図っている。

### (3) 地域福祉活動計画

---

秋田市社会福祉協議会では、平成16年度から平成20年度までを計画期間とする「秋田市地域福祉活動計画(ふれあいまちづくり活動計画)」により、地域福祉活動の充実・活性化を図っているが、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする新たな地域福祉活動計画を策定するため、平成20年度に策定委員会を立ち上げることをしている。

### (4) 市民意識調査

---

ア 20歳以上の市民から無作為抽出した約4千人を対象として、郵送による無記名アンケート方式により平成19年12月に実施。回答数は1,918票、回収率は48.0%であった。

イ 地域福祉の趣旨についての質問の回答は、「地域福祉の趣旨に沿った取り組みに関わっている」6.0%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、行動には至っていない」51.2%、「地域福祉の趣旨は理解できるが、賛同できない」1.9%、「地域福祉の趣旨は理解できない」2.5%、「よくわからない」33.5%であった。

(「秋田市地域福祉市民意識調査調査結果報告書」より抜粋)

### (5) 生活課題調査(ニーズ調査)

---

(1)~(4)についてさらに掘り下げた上で、地域住民の主体的参加を得ながら平成20年度前期に実施する。実施手法については、住民の参画を確保するため複数の方式を検討することとし、あらかじめ実施計画を策定する。

実施手法(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・懇談会、座談会方式~自由な意見交換</li><li>・ワークショップ方式~合意形成、課題解決をめざす</li><li>・ヒアリング方式(個別・集団) 対面で聞き取り</li><li>・アンケート方式</li><li>・その他</li></ul>
---------	---



参加者(例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民の一般参加</li><li>・地域福祉の主体(民生委員、社会福祉協議会、事業者など)</li><li>・福祉サービスを受けている人(施設単位、団体単位など)</li><li>・その他</li></ul>
--------	--

## 4 計画に盛り込む内容

---

### (1) 基本理念・基本方針

---

現状と課題を反映させつつ、次の論点を参考としながら設定するものとする。

#### 〔論点2〕 目指す社会像の継承

「しあわせ実感、緑の健康文化都市」に向けて「地域のしあわせをみんなで築く」を継承すること

地域福祉計画は、社会福祉法により市の基本構想に即して策定することとされています。秋田市の基本構想は、平成19年4月からスタートした「第11次秋田市総合計画」であり、そこで掲げた目指す都市像である「しあわせ実感、緑の健康文化都市」は、地域福祉計画の理念である「地域のしあわせをみんなで築く」と表裏一体のものとなっています。

#### 〔論点3〕 「公・共・私」の責任と役割分担と絆づくり

「公(公助)・共(共助)・私(自助)」の責任と役割分担による支え合い、助け合いを基本としつつ、「家族・地域の絆づくり」等の新たな視点を加えること

現行計画における最も基本とする方針である「公・共・私の責任と役割分担」は、引き継いでいくべきものと考えます。

また、平成19年4月からスタートした「第11次秋田市総合計画」では、現在の社会状況等を踏まえて最重要課題の一つとして「家族や地域の絆づくり」を掲げています。双方の考え方は相互補完の意味合いが強いことから次期計画に盛り込んでいくべきものと考えます。

### (2) 重点テーマ

---

ア 生活課題調査(ニーズ調査)で抽出された生活課題の中から重点テーマをとりあげ、次の論点を参考としながら、重点事業(リーディング・プロジェクト)として解決に向けた、公・共・私の実施方法を示していくものとする。

イ 厚生労働省では、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むよう求めており、具体的には、要援護者の把握に関する事項、要援護者情報の共有に関する事項、要援護者の支援に関する事項として、日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりをあげている。

#### 〔論点4〕 重点事業(リーディング・プロジェクト)の設定

例えば「孤立死をなくす取組み」などをリーディング・プロジェクトに組み込むなど、緊急性の高い課題に重点的に取り組めるようにすること

部門計画の施策のすきまにある福祉課題への対応や、具体的な目標設定のためには、地域福祉活動の喫緊の実践課題をリーディングプロジェクトとしてピックアップし、重点的に取り組むという手法を検討する必要があります。例えば、災害時における要援護者支援方策(情報の把握、共有、安否確認方法)や孤立(独)死の問題への対策も検討を要する喫緊の課題と考えられます。

### (3) 施策体系

ア 現状と課題を反映させつつ、次の論点を参考としながら、関連施策(行政施策・行政と住民が協働する事業)を体系的に検証し見直していくこととする。

#### 〔論点5〕 目標設定と施策の体系化

できる限り具体的な目標を設定し、関連施策や事業の誘導と計画の進行管理をしやすいこと

現行計画では、地域福祉の理念の浸透に重点を置き、個別具体的な施策事業には踏み込んでいないことから、定量的な進捗状況の評価は困難であるのが実情です。しかしながら、新たな計画は理念だけでなく、実行の段階が求められます。実効性の高い施策や事業を効果的に立案し実施していくためには具体的な目標設定が有効です。また、計画の進行管理を可能とし、達成状況を市民に明確に示すためにも、具体的で市民と共有でき、計画の達成度の判断が容易に行える目標を設定し、施策全体を体系化していく必要があります。

イ 施策体系を構築する取組みには、行政の取組みに限らず、様々な主体による取組みを含むものとする。

## 5 策定手順

### (1) 策定手順および検討課題

ア 策定作業の手順および検討課題は下表を基本に進めるものとする。

手順	検討課題
ニーズの把握 (現状の分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉政策の成果、現行計画の成果の検証</li> <li>・サービス提供の現状と目標量の進捗状況(高齢者プラン等)</li> <li>環境変化(外部・内部)の分析</li> <li>地域における生活課題の抽出</li> <li>社会的介入の必要性の検討</li> <li>・緩和すべき社会問題、改善すべき社会状況 = ギャップ)</li> </ul>
課題の明確化・共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策課題又は計画に位置づける生活課題の設定</li> <li>介入(政策)目的・目標の設定</li> <li>・現状とのギャップを埋めること</li> <li>[例]孤立(独)死を出さない・孤立死ゼロ</li> <li>災害時における要援護者支援・具体的な安否確認方法の確立</li> </ul>
政策・施策・事業案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策の体系化(現行施策 + 新規施策)</li> <li>実施事業(課題解決活動)の検討</li> <li>施策・事業の位置づけ、主体の整理</li> <li>・高齢者プラン 障害者プラン その他、国 市 地域 個人</li> <li>施策・事業案の評価・検討</li> </ul>
計画の決定 = 地域の意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>最善策の選択、意思決定</li> <li>計画推進体制の整備(予算管理、市民PR)</li> </ul>
進行管理と評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策・事業の実施</li> <li>成果の評価、見直し・改善</li> </ul>

イ 秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会(策定機関)を次のとおり開催し、策定作業を進めるものとする。

平成19年度		
5/23	地域福祉専門分科会(第1回)	見直しの必要性など
9/26	地域福祉専門分科会(第2回)	論点整理、市民意識調査実施計画など
1/30	地域福祉専門分科会(第3回)	策定方針(素案)、市民意識調査結果(速報)
3/28	地域福祉専門分科会(第4回)	策定方針、市民意識調査結果の報告
	全体会	策定方針、市民意識調査結果の報告
平成20年度		
5/21	全体会(第1回)	諮問
	地域福祉専門分科会(第1回)	生活課題調査の実施計画
9月	地域福祉専門分科会(第2回)	生活課題調査の結果報告、計画(素案)
	地域福祉専門分科会 (1~2回開催予定)	計画(案)の検討
3月	地域福祉専門分科会(第n回)	計画(成案)の承認
	全体会(第1回)	答申

## (2) 策定作業における市民との協働

ア 論点に記載のとおり、地域福祉計画の策定には地域住民の主体的参加が必要である。

イ 各種統計や各プランから明らかとなっている課題を踏まえつつ、生活課題調査(ニーズ調査)を実施し、地域における住民の生活課題を抽出する。このニーズ調査の実施手法としてワークショップ等が考えられ、今後検討して実施計画を作成する。

ウ ニーズ調査で抽出した生活課題を集約しながら、現状と課題をまとめる。

エ ニーズ調査では、これらの課題を解決していくための方策についても検討を加えることとし、一部は重点テーマとして取り上げ、解決方策を示していく。

オ 地域福祉を取り巻く現状と課題を基本理念・基本方針の設定や施策体系に反映させる。

カ これらの策定手順において、秋田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（策定機関）の審議のほか、適宜、パブリックコメント（意見公募手続）等を実施する。

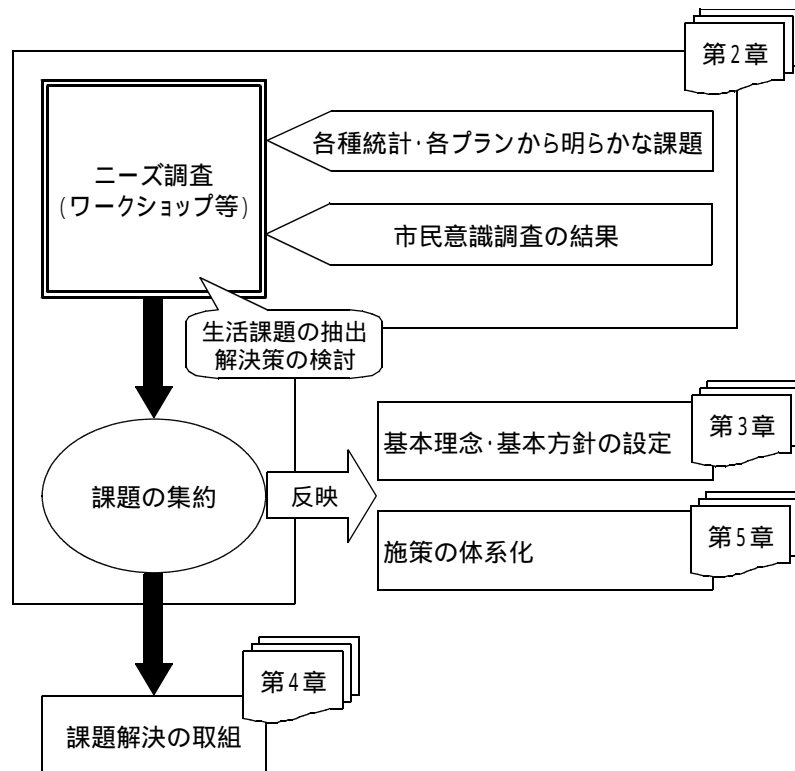


図 - ニーズ調査に着目した計画の策定手順

### （論点6） 地域福祉の基盤整備

計画の見直し作業を通じて、住民の地域福祉意識の高揚と地域福祉活動が促進されるようにすること

地域福祉は地域住民の主体的な参加を大前提としており、地域福祉計画の最大の特徴は、地域住民の参加がなければ策定できないことにあります。また、地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものです。

したがって、計画の見直し作業を通じて、市民等への地域福祉の理念の浸透、地域福祉活動の実践および実践組織の育成を促進する必要があります。

国のガイドラインでは、地域福祉推進の基本目標の一つとして、パートナーシップ型住民参加を掲げています。